

全軟野連発第 366 号
令和 5 年 12 月 14 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎
技術委員長 元木三十志
(公印省略)

学童部のバットの使用制限について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、12月7日開催の令和5年第5回理事会にて、下記の通り取り扱いを改訂致しましたので、通知します。本件について、各都道府県支部内で至急、末端支部までご通知いただきますようお願い致します。なお、ユーザーへの情報公開は、本連盟 HP にて行いますが、公開日は、12月20日(水)とさせていただきます。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■学童部バットの使用制限

安全面を考慮し、学童部では、一般用バットのうち、打球部にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けたバットの使用を 2025 年より禁止する。なお、一般用バットであっても、上記以外の木製・金属製・カーボン製・複合(金属/カーボン)バットについては、使用制限を行わない。

注) 少年用バットの使用制限は行いません。

以上